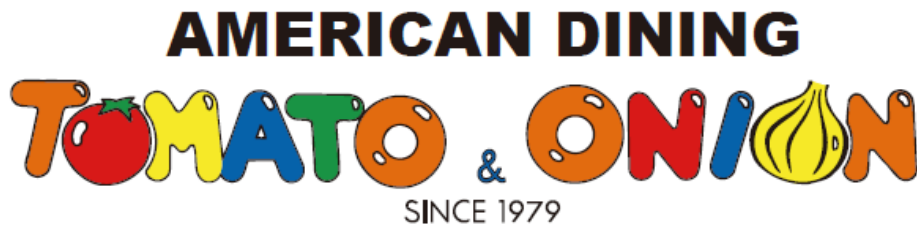


# 情報開示書面

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



|| AMERICAN DINING ||



作成日

2024年3月31日

株式会社トマトアンドアソシエイツ

## フランチャイズ契約のご案内

〒651-1431

兵庫県西宮市山口町阪神流通センター1-2  
ランテック関西支店 3F

営業部長 安田 誠範

Email m-yasuda@skylark.co.jp

TEL (078) 907-2555

FAX (078) 907-2550

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を確認した上で第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル  
TEL (03) - 5777-8701

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

トマトアンドオニオン（T&O）への加盟を希望される方へ  
～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「トマトアンドオニオン」の名のもとにレストランのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、外食業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、アットホームなイメージ等で統一され、お子様連れのお客様にも安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、T&Oチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からT&Oとは異なる独自の経営手法を重視され、T&Oのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、T&Oへの加盟をお勧めできません。

当社のT&Oチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことがT&O店舗の経営成功の鍵なのです。

T&O店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
T & Oへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 (株)トマトアンドアソシエイツとトマトアンドオニオンフランチャイズシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要	5	規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6 7	" 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9 ~ 17	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	18	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項			
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数	18	規則第11条第6号ロ	
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数		" 第11条第6号ハ	
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数		" 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	18	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	19		
1. 契約の名称等			
2. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項			
① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件	19	法11条1号, 規則11条1号イ~ホ	2-(2)-7③
3. オープンアカウント等の送金	19	規則第10条13号	3-(1)-4②
4. オープンアカウント等の与信利率	19	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項			
① 加盟者に販売又はあわせる商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ⑤ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	20	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
6. 経営の指導に関する事項	20	法11条3号、規則11条3号イ~ハ	2-(2)-ア②
7. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	21	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項			
① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き	21	法11条5号, 規則11条5号イ~ニ	2-(2)7① 2-(3)-④
③ 契約解除の条件および手続き	22		3-(1)-4④
④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等			
9. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項			
① 金銭の額又は算定方法、② その他徴収する金銭があれば記入	22	規則10条12号, 11条7号イ~ニ	2-(2)-7④
10. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22	" 第10条第8号	
11. テリトリー権の有無	22	" 第10条第9号	2-(2)-7⑧
12. 競業避止義務の有無	22	" 第10条第10号	3-(1)-7
13. 守秘義務の有無	22	" 第10条第11号	
14. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23	" 第10条第16号	
15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23	" 第10条第17号	

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23		2-(2)-7⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	24		

# 第 I 部 (株)トマトアンドアソシエイツと トマトアンドオニオンフランチイズシステムについて

## 1. わが社の経営理念

<スローガン>

Just Business for Community  
地域社会の事をいつも思って  
私達は、仕事をしています。

<私達の使命>

私達は、常に地域1番店を目指し、お客様のより豊かな食生活を支えるフードサービス業を志し、地域社会の文化の向上に貢献できる様努力いたします。

<私達の信条>

- 一、私達は、仕事を通じ社会に貢献し、私達を取り巻く全ての人が幸福であり豊かである様願い、努力を重ねます。
- 一、私達は、常に新鮮な心で仕事に取り組み、それぞれ目標の達成と幸福に向かってお互いに協力し努力します。
- 一、私達は、何事にも感謝できる喜びを忘れる事なく、楽しく豊かな人づくりに努力します。

## 2. 本部の概要 (2024年3月31日現在)

(1) 社 名 株式会社 トマトアンドアソシエイツ  
[TOMATO AND ASSOCIATES CO., LTD]

(2) 所 在 地 (本社) 兵庫県西宮市山口町阪神流通センター1-2(株)ランテック関西支店 3F  
TEL : 078-907-2555 FAX : 078-907-2550

(U R L) <http://www.tomato-a.co.jp>

(3) 資 本 金 8,000万円

(4) 会社設立 1978年(昭和53年)10月

(5) 事業内容 ・ 飲食店業  
「TOMATO&ONION」 レストランチェーンの経営  
店舗数 41 店舗 (2024年3月31日現在)  
RC 14 店舗 (RCとは直営店のことをいいます。)  
FC 27 店舗 (FCとはフランチャイジー店のことをいいます。)

「じゅうじゅうカルビ」焼肉レストランチェーンの経営  
店舗数 39 店舗  
RC 32 店舗  
FC 7 店舗

・ 飲食店の経営指導  
フランチャイズチェーン本部としての営業

(6) 他に行っている事業の種類

- ・ 食品の販売
- ・ 飲食用備品および消耗品の販売
- ・ 飲食店の設計図ソフトウェアの販売

(7) 事業の開始 1986年(昭和61年)5月16日

(8) 主要株主 株式会社すかいらくホールディングス

(9) 主要取引銀行 みずほ銀行

(10) 従業員数 1,561名[パート・アルバイト含む]

(11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等

子会社はありません。

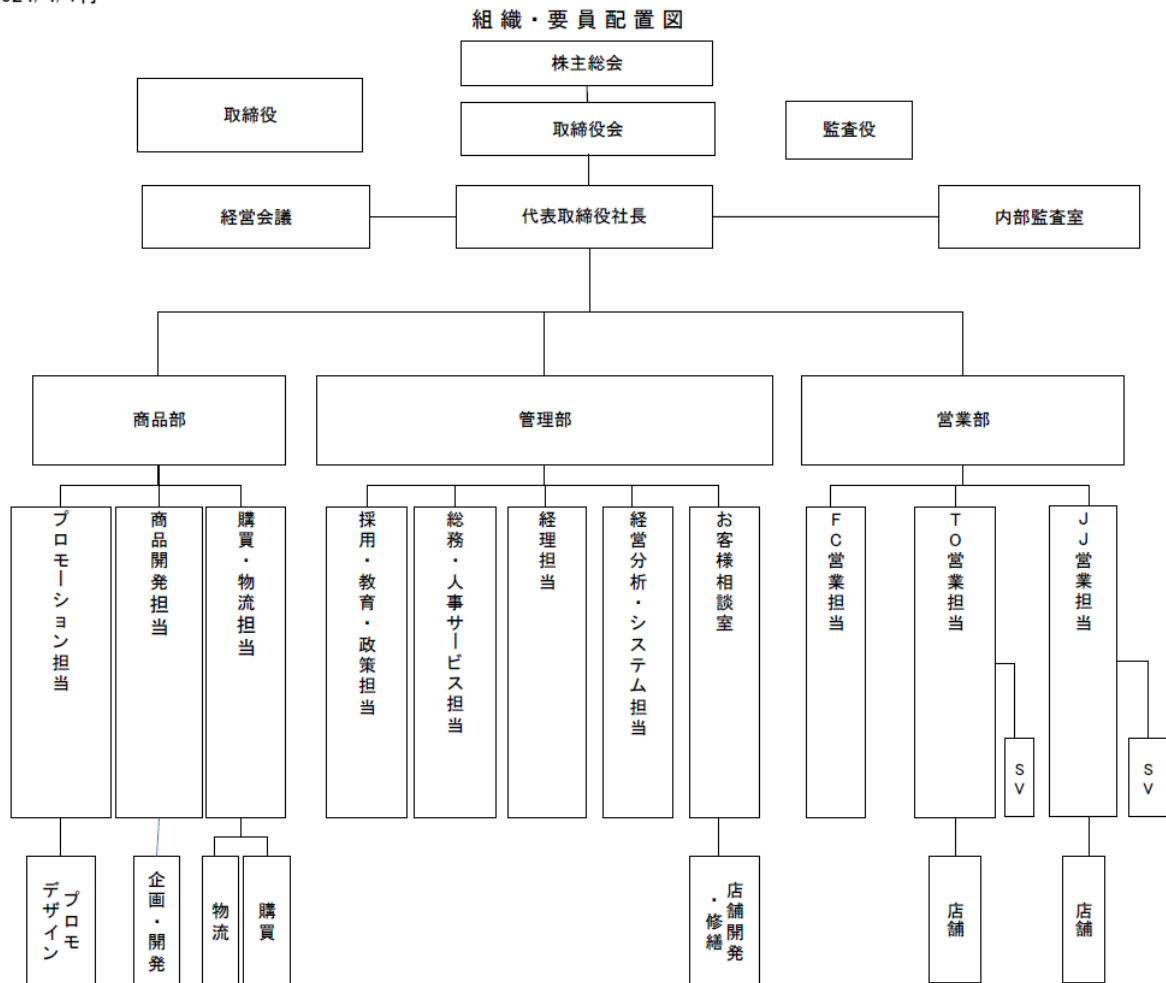
(12) 所属団体 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会  
社団法人 大阪外食産業協会

【沿革】	
昭和 53 年 10 月	会社設立 旧社名 株式会社ジェイ・ビー・シー
昭和 60 年 10 月	株式会社トマトアンドアソシエイツに社名変更
昭和 61 年 5 月	フランチャイジー 1 号店 (別宮店) オープン
昭和 62 年 5 月	関西本部 (枚方) 開設
平成 2 年 3 月	営業本部 (江坂) 開設
平成 3 年 4 月	増資 (資本金 3, 0 0 0 万円)
平成 6 年 2 月	営業本部事務所 (米澤ビル第 1 0 江坂 6 階) 移転
平成 6 年 7 月	増資 (資本金 5, 0 0 0 万円)
平成 7 年 9 月	増資 (資本金 8, 0 0 0 万円)
平成 8 年 1 月	大阪本社事務所 (大同生命江坂ビル 1 4 階) 移転
平成 10 年 12 月	じゅうじゅうカルビ 1 号店 (伊丹堀池店) オープン
平成 12 年 3 月	トマトアンドオニオン 100 号店 (天理嘉幡店) オープン
平成 13 年 4 月	大阪本社事務所を移転 (自社ビル)
平成 15 年 3 月	大阪本社事務所を移転 (第 2 江坂池上ビル 4 階)
平成 18 年 3 月	すかいらーくグループ傘下
平成 21 年 8 月	本社事務所を大阪府吹田市から兵庫県西宮市へ移転 (阪神流通センター内)
平成 25 年 6 月	営業店舗 100 店達成
平成 27 年 10 月	10 月 10 日を『トマトアンドオニオンの日』『じゅうじゅうカルビの日』として記念日登録・制定
平成 28 年 3 月	営業店舗 120 店達成
令和元年 8 月	本社事務所を移転 (同流通センター内)



### 3. 会社組織図

2024/4/1付



### 4. 役員一覧（2024年4月1日現在）

代表取締役社長

小林 大二

取締役

相澤 拓也

取締役

片山 信行

監査役

鈴木 誠

## 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書 第46期決算

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,083,709</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,245,860</b>
現金及び預金	406,469	買掛金	355,973
売掛金	369,122	未払金	433,134
原材料及び貯蔵品	59,011	未払費用	293,128
前払費用	53,515	未払消費税等	80,138
未収入金	194,047	未払法人税等	6,376
その他	1,542	前受金	3,883
<b>固定資産</b>	<b>1,769,734</b>	預り金	6,630
<b>有形固定資産</b>	<b>1,381,995</b>	賞与引当金	46,940
建物	574,561	役員賞与引当金	640
構築物	82,952	リース債務	15,513
機械及び装置	48,327	資産除去債務	3,500
工具器具及び備品	17,222		
土地	637,478	<b>固定負債</b>	<b>3,472,997</b>
リース資産	11,153	長期借入金	3,096,000
<b>無形固定資産</b>	<b>1,141</b>	退職給付引当金	236,473
施設利用権	0	長期預り保証金	32,000
ソフトウェア	0	リース債務	4,773
電話加入権	1,141	資産除去債務	103,751
<b>投資その他の資産</b>	<b>386,597</b>		
長期未収入金	19,248	<b>負債合計</b>	<b>4,718,858</b>
長期前払費用	165	<b>純資産の部</b>	
敷金	222,232	<b>株主資本</b>	<b>△ 1,865,413</b>
差入保証金	4,024	<b>資本金</b>	<b>80,000</b>
出資金	1,610	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 1,945,413</b>
繰延税金資産	158,565	利益準備金	20,000
貸倒引当金	△19,248	その他利益剰余金	△ 1,965,413
		繰越利益剰余金	△1,965,413
<b>資産合計</b>	<b>2,853,444</b>	<b>純資産合計</b>	<b>△ 1,865,413</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,853,444</b>

# 損益計算書

(自 2023 年1月1日 至 2023 年12月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		7,108,839
売上原価		3,127,195
売上総利益		3,981,644
販売費及び一般管理費		4,016,689
営業利益		△ 35,045
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	32	
固定資産賃貸料収入	77,802	
雑収入	5,170	83,041
営業外費用		
支払利息	30,403	
雑損失	71,770	102,173
経常利益		△ 54,177
特別利益		
その他特別利益	95,125	95,125
特別損失		
固定資産売却損	7,387	
固定資産除却損	2,547	
減損損失	19,882	
その他特別損失	1,661	31,479
税引前当期純利益		9,468
法人税、住民税及び事業税		△72,336
法人税等調整額		66,263
当期純利益		15,541

自 2023 年 1 月 1 日  
至 2023 年 12 月 31 日

3. 販管費明細 (千円)

科目	金額
広告宣伝費	63,626
その他の販売費	29,783
役員報酬	13,560
給与手当	489,264
賞与	65,577
賞与引当金繰入額	46,940
役員賞与引当金繰入額	508
クルー給料	1,193,726
退職給付費用	57,361
法定福利費	153,899
福利厚生費	20,714
教育費	7,617
求人費	14,202
旅費交通費	35,679
通信費	25,178
研究費	2,902
会議費	1,853
交際費	71
消耗品費	132,471
食器費	29,508
水道光熱費	330,937
車両費	399
清掃費	93,093
被服費	8,772
賃借料	579,578
リース料	46,184
修繕費	101,289
保険料	2,668
保安料	10,401
減価償却費	96,380
租税公課	14,316
雑費	346,711
支払報酬	1,614
その他	(92)
計	4,016,689

# 第45期決算

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,072,622	流動負債	1,138,353
現金及び預金	478,840	買掛金	348,711
売掛金	328,172	未払金	388,512
原材料及び貯蔵品	61,976	未払費用	240,079
前払費用	55,720	未払消費税等	76,478
未収入金	147,383	未払法人税等	6,774
その他	528	前受金	16,941
固定資産	1,856,867	預り金	6,317
有形固定資産	1,363,719	賞与引当金	33,914
建物	584,985	閉店損失引当金	0
構築物	72,751	リース債務	15,188
機械及び装置	31,376	資産除去債務	3,560
工具、器具及び備品	8,338	リース資産減損勘定	1,874
土地	647,838	固定負債	3,672,091
リース資産	18,429	長期借入金	3,296,000
無形固定資産	3,741	退職給付引当金	219,436
施設利用権	0	長期預り保証金	31,000
ソフトウェア	0	リース債務	19,484
電話加入権	3,741	資産除去債務	106,170
投資その他の資産	489,406	長期リース資産減損勘定	0
長期未収入金	20,448	その他	0
長期前払費用	236	負債合計	4,810,445
敷金	254,494	純資産の部	
差入保証金	8,236	株主資本	△ 1,880,955
出資金	1,610	資本金	80,000
繰延税金資産	224,828	利益剰余金	△ 1,960,955
貸倒引当金	△ 20,448	利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	△ 1,980,955
		繰越利益剰余金	△ 1,980,955
		純資産合計	△ 1,880,955
資産合計	2,929,489	負債及び純資産合計	2,929,489

# 損益計算書

(自 2022 年1月1日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	6,285,119
売上原価	2,790,522
売上総利益	3,494,597
販売費及び一般管理費	3,990,012
営業利益	△ 495,414
営業外収益	
受取利息	62
受取配当金	32
固定資産賃貸料収入	79,118
雑収入	132,221
	211,434
営業外費用	
支払利息	30,992
雑損失	68,648
	99,640
経常利益	△ 383,620
特別利益	0
特別損失	
固定資産売却損	9,314
固定資産除却損	27
減損損失	276,334
その他特別損失	23,648
	309,325
税引前当期純利益	△ 692,946
法人税、住民税及び事業税	△ 96,916
法人税等調整額	△ 82,864
当期純利益	△ 513,165

自 2022 年 1 月 1 日  
至 2022 年 12 月 31 日

3. 販管費明細 (千円)

科目	金額
広告宣伝費	63,165
その他の販売費	25,310
役員報酬	13,560
給与手当	515,736
賞与	86,782
賞与引当金繰入額	33,782
役員賞与引当金繰入額	132
クルー給料	1,159,390
退職金	0
退職給付費用	33,135
役員退職慰労引当金繰入	0
法定福利費	143,268
福利厚生費	17,281
教育費	6,154
求人費	9,196
旅費交通費	31,068
通信費	25,731
事務用品費	0
研究費	2,345
会議費	220
交際費	181
寄付金	0
消耗品費	124,198
消耗備品費	0
食器費	11,372
水道光熱費	343,539
車両費	72
荷造運送費	0
支払保管料	0
清掃費	98,552
被服費	8,075
海外渡航費	0
赤電話代	0
賃借料	621,349
リース料	52,212
修繕費	80,977
保険料	3,014
保安料	11,831
保守料	0
減価償却費	120,112
租税公課	16,405
雑費	329,723
支払報酬	2,008
その他	137
計	3,990,012

## 第4期決算

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,347,083</b>	<b>流動負債</b>	<b>939,524</b>
現金及び預金	610,279	買掛金	317,315
売掛金	256,305	未払金	380,711
原材料及び貯蔵品	46,562	未払費用	195,752
前払費用	56,729	未払消費税等	0
未収入金	376,953	未払法人税等	7,130
その他	253	前受金	4,507
<b>固定資産</b>	<b>2,094,870</b>	預り金	19,966
<b>有形固定資産</b>	<b>1,673,879</b>	賞与引当金	11,038
建物	846,111	閉店損失引当金	0
構築物	97,853	リース債務	602
機械及び装置	29,796	資産除去債務	0
工具、器具及び備品	15,866	リース資産減損勘定	2,498
土地	684,251	<b>固定負債</b>	<b>3,870,219</b>
リース資産	0	長期借入金	3,496,000
<b>無形固定資産</b>	<b>3,741</b>	退職給付引当金	227,905
施設利用権	0	長期預り保証金	30,500
ソフトウェア	0	リース債務	1,525
電話加入権	3,741	資産除去債務	112,414
<b>投資その他の資産</b>	<b>417,249</b>	長期リース資産減損勘定	1,874
長期未収入金	21,648	その他	0
長期前払費用	291	<b>負債合計</b>	<b>4,809,743</b>
敷金	255,181	<b>純資産の部</b>	
差入保証金	18,202	<b>株主資本</b>	<b>△ 1,367,789</b>
出資金	1,610	<b>資本金</b>	80,000
繰延税金資産	141,964	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 1,447,789</b>
貸倒引当金	△ 21,648	利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	△ 1,467,789
		繰越利益剰余金	△ 1,467,789
		<b>純資産合計</b>	<b>△ 1,367,789</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,441,953</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,441,953</b>



# 損益計算書

(自 2021 年1月1日 至 2021 年12月31日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	5,391,837
売上原価	2,344,055
売上総利益	3,047,781
販売費及び一般管理費	3,869,936
営業利益	△ 822,154
営業外収益	
受取利息	309
受取配当金	32
固定資産賃貸料収入	87,090
雑収入	693,853
	781,284
営業外費用	
支払利息	30,328
雑損失	75,457
	105,786
経常利益	△ 146,656
特別利益	
固定資産売却益	3,111
その他特別利益	100,697
	103,808
特別損失	
固定資産除却損	17,435
減損損失	272,311
その他特別損失	17,276
	307,024
税引前当期純利益	△ 349,871
法人税、住民税及び事業税	△ 166,187
法人税等調整額	99,328
当期純利益	△ 283,012

自 2021 年 1 月 1 日  
至 2021 年 12 月 31 日

3. 販管費明細 (千円)

科目	金額
広告宣伝費	52,989
その他の販売費	22,356
役員報酬	13,238
給与手当	539,483
賞与	90,606
賞与引当金繰入額	10,420
役員賞与引当金繰入額	618
クルー給料	1,067,969
退職金	0
退職給付費用	23,511
役員退職慰労引当金繰入額	0
法定福利費	147,837
福利厚生費	18,617
教育費	5,196
求人費	7,365
旅費交通費	26,974
通信費	30,080
事務用品費	0
研究費	1,507
会議費	129
交際費	20
寄付金	0
消耗品費	127,276
消耗備品費	0
食器費	21,812
水道光熱費	276,018
車両費	148
荷造運送費	0
支払保管料	0
清掃費	94,455
被服費	5,840
海外渡航費	0
赤電話代	0
賃借料	648,287
リース料	41,255
修繕費	98,307
保険料	3,653
保安料	14,282
保守料	0
減価償却費	144,787
租税公課	20,667
雑費	310,644
支払報酬	3,342
その他	248
計	3,869,936

## 6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

		44期	45期	46期
トマト &オニオン	RC	14店	14店	14店
	FC	28店	27店	27店
じゅうじゅう カルビ	RC	36店	32店	32店
	FC	6店	7店	7店
チェーン年商		53.92億円	79.22億円	90.47億円

## 7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2021年12月期	1店舗
2022年12月期	1店舗
2023年12月期	店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で解約した加盟者の店舗数
2021年12月期	2店舗
2022年12月期	1店舗
2023年12月期	店舗

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2021年12月期	6店舗	0店舗
2022年12月期	8店舗	0店舗
2023年12月期	店舗	店舗

## 8. 訴訟件数

- ・0件（2024年3月末現在）

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

フランチャイズ契約

### 2. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### ①金銭の額または算定方法

- ・トマトアンドオニオンチェーンへの加盟申込金として、50万円を納めて頂きます。
- ・トマトアンドオニオンチェーンへの加盟店料として、加盟金500万円を納めて頂きます。
- ・トマトアンドオニオンチェーンへの営業保証金として、100万円を納めて頂きます。

#### ②性質

- ・加盟申込金  
調査計画料（立地調査、商圈調査、店舗又は用地の斡旋等）
- ・加盟店料（加盟金）  
加盟していただく権利金・開業計画等の作成、社員研修費、開店設備手配、商品供給手配
- ・営業保証金  
フランチャイズ契約に定める本部に対する義務履行の保証として預託

#### ③お支払いの時期

- ・加盟申込金  
フランチャイズ契約の予約契約締結時に納めて頂きます。
- ・加盟店料および営業保証金  
加盟店料および営業保証金ともフランチャイズ契約の締結時に一括して納めて頂きます。

#### ④お支払いの方法

- ・加盟申込金、加盟店料、営業保証金とも本部の指定する金融機関に振り込んで頂きます。

#### ⑤当該金銭の返還の有無及び条件

- ・加盟申込金  
理由の如何にかかわらず返還されません。
- ・加盟店料（加盟金）  
中途解約、契約終了等いずれの場合も、またいかなる理由があっても返還されません。
- ・営業保証金  
契約が終了した日から遅くとも1ヶ月以内に返還します。但し、加盟店が弁済すべき債務がある時、本部は営業保証金をもってその債務の支払に充当し、残額が返還されます。

### 3. オープンアカウント、売上金等の送金

実施しておりません。

### 4. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

実施しておりません。

## 5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類  
本部の定めたメニューを取り扱います。
- ②商品等の供給条件  
センター物流
- ③配送日・時間・回数に関する事項  
原則として、週5回配送
- ④仕入先の推奨制度  
有り
- ⑤発注方法  
原則として、オンラインによる発注。
- ⑥売買代金の決済方法  
月末締め翌月15日支払い。
- ⑦返品  
規格違い、異物混入に関してのみ可能。
- ⑧在庫管理等  
3温度帯基準による保管。
- ⑨販売方法  
トマトアンドオニオンの店舗にて販売していただきます。
- ⑩商品の販売価格について  
統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から、本部にて提示します。但し、特別な事情があるときは、両者が協議して決定します。
- ⑪許認可を要する商品の販売について  
なし

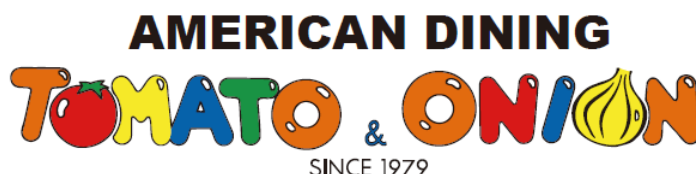
## 6. 経営の指導に関する事項

- ①加盟に際しての研修等実施の有無
  - ・当チェーン本部、営業店その他で研修、教育訓練等を行います。
  - ・研修、教育訓練等のための交通費、宿泊費等は加盟店でご負担して頂きます。
- ②加盟に際し行われる研修の内容
  - ・開店までの実習  
当チェーンモデル店にて店長を含む2名以上の運営担当者に最低3ヶ月の実習をして頂きます。
  - ・本部による研修  
必要に応じてその都度本部による所定のカリキュラムによる研修を受けて頂きます。
- ③加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
  - ・スーパーバイザーによる店舗巡回指導（月1回/社）  
経験豊かなスーパーバイザーが、店舗巡回指導を致します。  
もちろん必要に応じ随時指導に当たります。
  - ・会議・研修会の開催  
本部は加盟店の経営や店舗運営のレベルを向上させるために、必要に応じて会議、研修会を開催致します。  
なお、交通費、宿泊費等は加盟店にてご負担して頂きます。
  - ・マニュアル指導（基本デジタル）  
本部が長年にわたり蓄積したマニュアルにより適時適切な運営ができる仕組みになっています。

## 7. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### ①当該使用させる商標、商号その他の表示

加盟店の店舗で使用していただくトマトアンドオニオンチェーンの商標等のマークについては下記サービスマークの他、色々ございますが詳細は別途お知らせ致します。



### ②当該表示の使用についての条件

加盟店には本部の指定する商標・サービスマークを指定するところに使用して頂きます。なお、情勢の変化等に伴い、本部が商標・サービスマークの表示様式を変えた場合は各自の負担で指定する期間内に改装して頂きます。

## 8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

### ①契約期間

原則として契約成立の日から向こう10年間とします。

### ②契約の更新の要件および手続き

契約期間満了の日の3か月前までに、本部又は加盟店のいずれからも、書面による意思表示がなされなかった場合は、フランチャイズ契約は、さらに3年間、自動的に更新され、以降も同様とします。

### ③契約解除の条件および手続き

- ・加盟店において、次のような事態が生じたときは、本部は契約を解除することができます。
- イ) 加盟店が契約に違反し、故意に本部に対する精算表・伝票類の送付を怠った時。
- ロ) 加盟店が契約に違反し、営業記録を保管せず、故なく営業報告書の提出、又は営業監査を拒否した時。
- ハ) 加盟店が契約に違反し、競業を開始し、又はその支配下にある者に競業を開始せしめた時。
- ニ) 加盟店が契約に違反し、他に機密を漏らした時。
- ホ) 加盟店が破産・和議・会社更生又は、会社整理の申し立てを受け又は為し、滞納処分・強制執行・競売申し立てを受けた時。
- ヘ) 加盟店又は主たる従業員につき、犯罪その他本部ないし「トマトアンドオニオンチェーン」の名誉・信用を著しくそこなう行為、あるいは従業員の引き抜きその他営業を阻害する行為が存した時。
- ト) その他、加盟店に本契約に反する行為があり、本部の改善指示・命令に従わなかった時。
- ・本部において、次のような事態が生じたときは、加盟店は契約を解除することができます。
- イ) 本部が契約に違反し、故意に原材料の配送を怠り、加盟店の営業に支障を生じせしめた時。
- ロ) 本部が破産・和議・会社更生又は会社整理等の申し立てを受け又は為し、滞納処分・強制執行・競売申し立てを受けた時。その他、本部に本契約に反する行為があり、加盟店からの是正要求に本部が従わなかった時。

#### ④契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・契約解除に当たり本部指定の各業者並びに家主、その他将来何らかの形で当社に直接あるいは間接的に損害をもたらす未清算金が存在する場合はその総てを精算しなければなりません。又、商標・商号・指定文字その他本部の統一イメージを表現、又は構成するすべての装備は契約解除を承諾後、すべて実費で取り外していただきます。又、同場所で6か月間同じ営業をしない旨契約書を提出していただいた後、解除が成立するものとします。
- ・契約解除によって生じた損害金は実費全額を解除までに申し受けます。

### 9. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

#### ①お支払いいただく金銭の額または算定方法

ロイヤルティとして、月間売上高に対し3%の割合で乗じた額を納めて頂きます。

#### ②金銭の性質

- ・フランチャイズシステムとノウハウの継続的使用。
- ・商標、キャラクター等の継続的使用。
- ・本部が加盟店に対して継続的に行う指導、助言、相談等の費用。

#### ③支払い時期

ロイヤルティは、毎月末日を締切日とし、翌月15日支払いとなります。

#### ④支払い方法

本部の指定する銀行に振り込んで頂きます。

### 10. 店舗の営業時間・営業日・休業日

原則として、11:00～23:00まで営業します。休業日はありません。

### 11. テリトリー権の有無

原則出店店舗より半径5km以内のテリトリー権の保証。※例外条件あり。

### 12. 競業避止義務の有無

加盟者は、本部の文書による事前承諾を得ないで、自らまたはその支配下にある者をして、当フランチャイズシステムと類似した同種営業を行ったり、他社の事業に参加したりすることは避けて下さい。

### 13. 守秘義務の有無

加盟者（法人である場合はその役員も含む）は、当フランチャイズ契約存続期間中は勿論、当フランチャイズ契約終了後といえども、営業上、技術上知り得た一切の秘密を公開し、または他に漏らしてはなりません。

#### 1 4. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ①加盟店が店舗を新築、改造又は改装する時には本部と協議の上、設計図を作成するものとし、建築工事の施工監理は本部が行います。
- ②加盟店は本部の許可なしに店舗の建築・改造・改装を行ってはなりません。  
業務上必要とされる設備・什器・備品は、原則として本部において一括購入して加盟店に支給致します。これに要する費用は加盟店の負担となります。

#### 1 5. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

契約違反または義務の履行を遅滞した場合は相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

#### 1 6. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はありません。

#### ★つぎのステップ

以上、この(株)トマトアンドアソシエイツとの「フランチャイズ契約の要点の概説」を、お読みになってトマトアンドオニオンチェーンのシステムやフランチャイズ契約の内容について、より詳しくお聞きになりたい場合はお気軽にご連絡下さい。担当者が具体的なお説明を致します。

そして、つぎに必要なことは、

1. 再度の面接
2. 資格認定（適性、健康、信用状態）
3. トマトアンドオニオンチェーンのフランチャイズ契約書の全般にわたる理解
4. 経営陣の完全な理解と合意
5. 契約の締結
6. 店舗の準備
7. 研修（座学研修と実務研修）
8. 開店



## 後記. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
T & Oへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 (株)トマトアンドアソシエイツとトマトアンドオニオンフランチャイズシステムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5 6 7			
3. 会社組織図	8			
4. 役員の役職名及び氏名	8			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9~17			
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	18			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	18			
8. 訴訟の件数	18			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	19			
1. 契約の名称等				
2. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑥ 当該金銭の返還の有無及び条件	19			
3. オープンアカウント等の送金	19			
4. オープンアカウント等の与信利率	19			
5. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	20			
6. 経営の指導に関する事項	20			
7. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	21			
8. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	21 22			
9. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入	22			
10. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22			
11. テリトリー権の有無	22			
12. 競業禁止義務の有無	22			
13. 守秘義務の有無	22			
14. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23			
15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23			
16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23			
後記「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	24			

年 月 日

**説明者**

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する前項すべての項目を説明し、  
加盟希望者\_\_\_\_\_の理解をいただきました。

説明者\_\_\_\_\_印

**加盟希望者**

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する前項すべての項目について  
説明者\_\_\_\_\_より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名\_\_\_\_\_印